# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	南島原市 心身障害者手帳システム 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、心身障害者手帳システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

南島原市長

#### 公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	身体障害者手帳及び療育手帳の交付情報の管理			
②事務の概要	(身体障害者手帳及び療育手帳の受付、交付情報の管理) 身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する 手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付依 頼を受付け、都道府県へ進達を行い、進達結果及び身体障害者手帳を受領して、対象者への手帳交 付 を行う。			
③システムの名称	心身障害者手帳システム 統合宛名システム			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
1. 身障手帳台帳ファイル 2. 兆	寮育手帳台帳ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表20、別表22			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	福祉保健部福祉課			
②所属長の役職名	福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求			
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 <b>公</b> 0957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部福祉課 <b>公</b> 0957(73)6651			
8. 特定個人情報ファイル(	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地 福祉保健部福祉課 ☎0957(73)6651			
9. 規則第9条第2項の適	Ħ ·	[ ]適用した		
適用した理由				

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、それ	] 1ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書  番書又は全項目評価書において、	
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じた	と入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	-
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[	〇 ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [	〇 ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	<b>ノステムとの接続</b>		[ O ]接続しない(入手)	〇 ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバー登録の際には、本人からの取得の徹底や、住基ネット紹介を行う際には、4情報又は、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・報告書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申告書等の保管・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄			
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ O ] 内部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行ってい	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	I	]全項目評価又は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			E個人情報の適正な取扱いに関するガイト めの物理的安全管理措置、技術的安全管	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		